

1 サービス等利用計画作成の目的

サービス等利用計画とは、相談支援専門員がケアマネジメント手法を活用し、障がい児者の心身の状況、生活環境やニーズを把握し、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、必要な支援と解決すべき課題を踏まえて、最も適切なサービスの組合せ等について本人を主体として検討し、本人の地域での自立した生活を支えるために作成する総合的な支援計画のことであります。

相談支援専門員は、その人自身の生活を一緒に考え、「現在の困りごと」だけでなく、将来どのような生活をしていきたいか等を視野に入れた将来計画を作成することが求められるため、どのような意図でどのような支援を行っているのかを具体的に説明する力が必要です。また、利用者本人のニーズ、家族の状況も含めた本人が置かれた環境等を客観的に把握しつつ、最適な支援につなげるため、本人の希望する生活を実現していくことを目指したサービス等利用計画案の作成が重要になります。

2 サービス等利用計画作成の考え方

(1) 総合的な援助の方針

総合的な援助の方針は、所持している手帳の種別や障がい、状況について説明し、サービスが必要となる理由を明確にする。また、今後どのように支援を行っていくかを記述し、読み手に計画案の主旨が伝わるようにする。

(2) 長期目標、短期目標

長期目標、短期目標は、総合的な援助の方針から連動して「支援を行うことで達成が見込める」ように作成する。

(3) 解決すべき課題

解決すべき課題は、総合的な援助の方針の内容と連動することでそれぞれのサービス種別において利用者のニーズを明確にして④の支援目標へ連動するように作成する。

(4) 支援目標は③で作成した課題をクリアするために「～(支援)により、～を目指します。」「～(支援)により、～しましょう。」等のように何の支援を行うか明確に記述する。この欄では「計画相談ではどのような支援を行うか」を意識して作成する。

(5) 本人の役割については支援目標に応じて本人(保護者)が行えることを具体的に書く。

サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案							東
利用者(児童)氏名	〇〇 〇〇	障がい支援区分	本人との続柄	区分	〇	相談支援事業所(センター)名	東
保護者氏名		障がい福祉サービス	11004〇〇〇〇〇〇	障がい児通所受給者証番号		計画作成担当者	松本 浩治
地域相談支援受給計画案作成日	令和2年5月12日	モニタリング期間(開始年月)		3ヶ月		利用者同意欄(自署又は押印)	
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	(本人) 農作業をしたい。(家族) 穏やかに過ごしてほしい。通所しているはずと事業所から笑顔で帰ってきてほしい。						
総合的な援助の方針	武士さんは、日常生活で自立しています。しかし、日常の家事において洗濯機の使用には介助が必要である等、日常生活の一部において声掛けや掃除や調理等の家事や、公共交通機関を使ってみたい等、支援員と一緒に楽しみながら行ってきたいこと、ご本人の出来ることを増やしていき、また、楽しみにされている外出活動(体験利用)にてご本人が将来的に訪れる生活環境の変化に対応できるように準備を行います。具体的には支援者からの声掛けにより身の回りの片づけや洗濯等の家事を行うことに慣れ、先々で生活の場が変わっても安心して過ごせるための支援を行います。モニタリングを3ヶ月ごとに行うことでご本人の生活状況や困りごとを把握して解決を図り、ご本人が安心して過ごせるように支援します。						
長期目標	自分の希望を大切にしながら、安定した毎日をお過ごしとともに、新しい場所の経験などいろいろなことに少しずつチャレンジしていきます。						
短期目標	明るく元気に日中活動や外出余暇活動を支援者と一緒に楽しみたい。						
優先順位	解決すべき課題	支援目標	達成時期	福祉サービス等種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
1	日中を楽しみながら過ごしたい	支援者と一緒活動の中で、得意なことや好きなことに取り組み、楽しみながら自分ができることを増やしましょう。	1年	生活介護(月の日数から8日を除いた日数)	通所先での活動を楽しみながら、自分のできることを少しずつ増やしていきます。	3ヶ月	
2	家族から生活を受けながら生活したい	支援者と自分合った生活リズムを考え、安心して過ごしましょう。	1年	共同生活援助(休日中一時)	家族に事情があるとき、自宅以外の場所でも過ごすチャレンジをしましょう。	3ヶ月	
3	余暇を充実させたい	支援者が行きたい場所の希望を伝えたり、金銭的負担を減らすために支援を受けることにより、外出を楽しみましょう。			自分の行きたいところをヘルパーさんに伝えて、外出をより楽しみたい。	3ヶ月	
※受給者証の送付先について							署名もしくは押印
障がい福祉サービス受給者証を指定特定相談支援事業所へ送付することに同意します。							

提出先窓口を記入

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

【総合的な支援の方針の記述に当たって】

1 基本情報 属性	障がい児・障がい者であること 障がい福祉サービス受給者であること	
2 課題 強み	課題→強み 強み→課題 どちらの順番もあり	
3 見立て 分析	課題が起きているのはなぜなのか？ どのような根本要因があるからなのか？ 「これは・・・と考えられます。」	ここ大変重要！ 相談支援専門員の生命線
4 支援の方策	どのような『視点』『考え方』で、 どのような『配慮』や『対応』をしていくのかを記述 ※この方策を考える視点としては、 「もの」「こと」「ひと」の3つの窓があります。 つまり、「だれが」「なにを」「どのように」を記述 ※子どもの場合、家族支援が必要かどうかについても見落とさないようにする。(必要に応じて地域支援)	※「～～できるように支援します」ではなく、「～～できるように、〇〇の支援をします」と記述する。
5 モニ期間 3ヶ月の場合	記述する内容は、「なぜ6ヶ月ではダメなのかの理由」 になっているかどうかのチェック	

※6 この方針欄と解決すべき課題の連動が必要

【田中さとの支援計画文章例】

1	本人は、4年前、勤めていた社会福祉法人を自己都合で退職し、相談支援事業所を新規開設した代表で57歳です。
2	前向きで、なんにでも積極的に取り組みますが（強み）、幅を拡げすぎて業務過多になり、また、それを他のスタッフへも強要する面があり、事業所の業務負担として支障が出ています（課題）。
3	これは、自分の思いを遂行することに意識が偏りすぎており、他者の状況や思いへの寄り添いが不足していることに加え、残り少ない人生へのあせりが影響していると考えられます。
4	そこで、まず、事業運営については、専門的な助言ができるアドバイザーの指導の下に（ひと）、本人のやりたいことをイメージマップに書き出して整理し（もの）、しっかりと成果を見据えた上で、これらを実行する無理のないスケジュール設定をする（こと）取り組みを支援します。 また、スタッフへの配慮については、定期的に個別面談を実施して、スタッフの思いや願い、負担感等を随時把握するとともに、スタッフが自分の考えを率直に表出できる仕組みづくりをお手伝いします。 具体的には・・・（書いても良いし書かなくてもよい。おそらく、解決すべき課題のところへ詳細が出てくるはずです。）
5	これらの取り組みには、定期的な仕組みづくりの導入評価が重要です。計画・実施・評価・改善のサイクルの実効性を保つためにも、3ヶ月ごとのモニタリング期間を申請します。